

# 仕 様 書

産業観光局京北・左京山間部農林業振興センター

件 名	(単価契約) レギュラーガソリン
予定数量	レギュラーガソリン 約100リットル/月 (月により増減あり)
契約期間	令和8年7月1日～令和8年9月30日まで
契約条件	<p>1 給油量の管理 給油カードまたは、納品書 (車両番号等記入の紙) により管理。</p> <p>2 給油対象車両 (レギュラーガソリン) 京都 580 ね 7776 (ムーヴ) 京都 302 め 998 (フロンクス) 京都 480 み 9430 (キャリィ) 京都 582 す 4250 (ハスラー) なお、車両変更 (新車納車や代車等) の際は、柔軟に対応すること。</p> <p>3 支払い方法 各月、月末締めで、当該当月分の給油量の合計に単価を掛けた額を支払う。1円未満の端数は切り捨てとする。 受託者は、見積書・納品書・請求書を作成し提出すること。</p> <p>4 その他 (1) 京北合同庁舎 (京都市右京区京北周山町上寺田1-1) から概ね直線距離 5.0Km 圏内の京北地域に給油スタンドを有するもの。 (2) <u>市内企業のみでは、給油箇所が限られ、競争性が乏しくなるため市外企業も対象とします。</u> (3) 給油スタンドでのフルサービスの給油とし、洗車等その他の業務は含まない。 (4) 請求書や、給油カード、納品書等の作成送付等の事務手続きに係る費用は、契約業者が負担する。 (5) 予定数量は、過去の実績または、予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。 (6) 期間内の単価契約とし、見積書は、1リットルあたりの単価 (税込みで明記) で記載すること。 (7) 見積書等の宛先は、「京都市長」としてください。 また、<u>見積書には、ご担当者様の氏名をご記入ください。</u> (8) 契約決定業者にのみご連絡させていただきます。 (9) ご不明な点は担当者までお問合せください。(担当: 田中・渡邊)</p>